

1 1 . 5 2

願書、審判請求書等の住所又は居所の表示方法及び同一性の判断について

1. 国内の住所又は居所について

(1) 住所又は居所の表示方法

住所又は居所の表示は、住居表示が実施されている地域については「住居表示に関する法律」（昭和37年法律第119号）に従って記載し、住居表示が実施されていない地域については住民基本台帳、商業登記簿等の公簿上の表示により記載する。

なお、町名、街区符号及び住居番号に相当する数字又は記号を「連字符（ハイフン）」又は「の」をもって連結することは差し支えない。

(2) 願書と中間書類等との間における住所又は居所の同一性の判断

住所又は居所の表示が「住居表示に関する法律」により住居番号まで正しく記載されているときは、通称地名、団地名等の慣用表示、建築物・会社・団体等の名称、家主・世帯主等の氏名等の表示による同一性の判断は行わない。

2. 外国の住所又は居所について

(1) 住所又は居所の表示方法

外国の住所又は居所の表示は、国、行政区画、町名、街区符号、住居番号の順に表音に従って、片仮名で記載する（ローマ字で表記できる場合は、【住所又は居所原語表記】の欄を設けて、原語をなるべく記載する。）。

ただし、社会通念上相当と解される訳語の記載又は明らかに記号と認められる部分について記号をそのまま表示することを認める。

また、漢字使用国であって住所又は居所を漢字で表示することができるときは、漢字で記載することを認める。

なお、外国の領域における住所又は居所の表示は、国名に代えて「〇〇国領」のように領域名から記載する（例えば、「英国領 ケイマン」等）。（→01.23）。

(2) 願書と中間書類等の間における住所又は居所の同一性の判断

単語間の区切り記号、郵便番号等の実質的に住所の一部でない部分については、その表示の有無又は相違による同一性の判断は行わない。

また、表音又は訳語の記載に起因する表示の相違については、同一性を否認しない。

なお、郵便私書箱については、送付先として有効に機能することからその表示を認め、住所に相当するものとして取り扱ってきたが、譲渡契約等における契約者の特定のために表示する住所 としてにおいては、郵便私書箱を表示すること は 一般的でないことから、中間手続又は証明書における住所の

表示に~~おつ~~については、その有無に起因する不一致~~について~~は不問とする。

ただし、郵便私書箱の表示がある場合でその内容が届出のもの又は証明書と相違するときは、補正指令（登録申請については却下処分）の対象とする。

3. 上記 1. 及び 2. の 共通事項

住所又は居所に「番地」又は「街区符号」及び「住居番号」の記載がなく、かつ、住所又は居所の末尾に「（番地なし）」の記載がない場合は、その住所又は居所には「番地」又は「街区符号」及び「住居番号」がない住所又は居所として取り扱う。

(改訂平成29~~3~~・4~~11~~)